

(仮称)河合町まちづくり基本条例 項目別論点と事例(参画・協働分科会)

資料 5 - ④

(総則、条例、町民、議会、首長、職員、文化等)		基本分科会 (情報、住民自治、参加・参画と協働等)		団体自治・行政運営		
中川分科会長（審議会会長）		清水分科会長（審議会副会長）		事務局→全体会		
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	
前文						
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則	
	定義		個人情報保護		総合計画	
	基本理念		住民自治のあり方・定義		行政組織	
	基本原則		住民自治の原則		財政運営	
条例	位置づけ、体系化	住民自治	地域自治組織		法務政策	
	見直し		基礎的コミュニティ		法令遵守、公益通報	
	運用、第三者機関		参加、参画の権利		(情報公開・共有)	
	町民の権利と役割、責務		参加、参画と協働の制度		(個人情報保護)	
町民	子どもの権利	参加・参画と協働	参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任	
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント	
	町民投票		審議機関への参画		行政手続	
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援		行政評価	
	議員の役割、責務、倫理		町民公益活動（NPO）		外部監査	
町長	町長の役割、責務、倫理				危機管理	
町職員	町職員の責務、地域参加				連携	国県自治体間連携
	生涯学習					広域連携
文化のまちづくり					文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり	

項目	論点
◆ 情報公開・共有	● 町民の知る権利 ● 法令等で禁じられる場合を除く町の情報は公開の原則 ● 町民が容易に情報を得られる仕組み及び体制 ★ 条例・規則に委任（河合町情報公開条例等） 他自治体の条文例 【生駒市】 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。 【生駒市】 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。 【大和郡山市】 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対して説明する責務を果たすため、保有する市政に関する情報を原則として公開しなければならない。 【丹波市】 市は、公正で透明性の高い市政運営及び市民の参画を推進するため、別に条例で定めるところにより市政全般に関わる情報をすみやかに市民と共有しなければならない。このため、市は、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供するものとします。 2 市は、市民への情報の公開及び提供にあたっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、可能な限り市民各層に届くよう努めるものとします。 3 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその持っている情報の提供を求め、取得する権利を持っています。 【広陵町】 町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければならない。 2 町は、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとする。 3 町は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとする。 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとする。 【王寺町】 議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が保有する文書を公開するとともに、必要に応じてその情報をわかりやすく提供します。 【上牧町】 町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければならない。

	2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。 (情報共有の推進) 町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。 (情報の収集及び管理) 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。 2 町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。
--	---

項目	論点
◆選挙公報等	● 候補者による公約開示の明文化の如何 ● 町による選挙公報発行のあり方 ● 条例、規則に委任（河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例等）
	他自治体の条文例
	【上牧町】 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。 2 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。 3 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。

項目	論点
◆個人情報保護	● 個人情報の保護 ● 町民の自分自身に関する情報の閲覧、訂正の権利 ● 公益目的の個人情報提供の扱い（災害時、福祉目的等） → 災害対策基本法参照 ★ 条例・規則に委任（河合町個人情報保護条例等） 【参考】災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月 21 日公布）の一部 四 災害予防 3 （4）市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。 （5）市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるとき、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することなく、（4）の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものと認める。 他自治体の条例例 【生駒市】市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 【大和郡山市】市は、市民の権利を守るため、保有する個人情報保護しなければならない。 【丹波市】市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう別に条例で定めるところにより個人情報の収集、利用、提供、管理等について厳正に取り扱わなければならない。 2 市は、保管する個人情報について、市民が自己に関する情報の開示、訂正等を求める権利に対して必要な措置を講じなければならない。 3 市長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、個人情報等を一定の認証手続を経た団体等に提供することができず。 【佐用町】町長等は、情報の共有に当たっては、佐用町個人情報の保護に関する条例で定めるところにより、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を講じなければならない。 【広陵町】町は、町民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の取扱いについては、前項の条例の規定を適切に解釈及び運用するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。 3 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することのできるものとする。 【王寺町】議会及び行政は、個人の権利利益を守るために、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を保護しなければならない。 【上牧町】町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

項目	論点
◆住民自治のあり方・定義	● 住民自治の定義、住民による自主的組織(独立した運営) ● 住民自治の役割をどのように認めるか(公共的性格) ● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか ● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 ・近隣での相互扶助、自主管理=区・自治会(基礎的コミュニティ) ・一定の区域を範囲とした地域自治組織(小学校区等) ● 行政(団体自治)と住民自治の関わり方について 他自治体の条文例 【吉野町】(住民自治の定義、あり方、原則)住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が地域のさまざまな課題の解決に取り組む、より良い地域社会をつくろうとする自主的かつ主体的な営みをいいます。 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区、町内会及び自治会)をはじめ、ボランティア団体やNPOの町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとします。 【生駒市】(市民自治の定義)市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組む、市民が主役となったまちづくりを行う活動を行う。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。 【伊賀市】住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組む、市民が主役となったまちづくりを行う活動を行う。 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。 【丹波市】住民自治とは、共同体意識を持てる一定の地域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくろうとする自主的かつ主体的な活動を行います。 2 住民自治の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民団体、NPO、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者及びそれらで構成される住民自治組織であり、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとし、以下これらを「多様な主体」といいます。 【飯田市】市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。 【広陵町】 ・住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組む、町民が主役となったまちづくりを行う活動を行う。 ・住民自治の主体は、基礎的コミュニティをはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。

項目	論点
◆住民自治の原則	● 住民による自主的組織(独立した運営) ● 住民自治の役割をどのように認めるか(公共的性格) ● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか ● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 ・ 近隣での相互扶助、自主管理＝区・自治会(基礎的コミュニティ) ・ 一定の区域を範囲とした地域自治組織(小学校区等) ● 行政(団体自治)と住民自治の関わり方について ● 行政による適切な支援を行う(支配はしない) ・ 自治の尊重 ・ 適切な支援策 ・ 業務の委託 ・ 意見を聞く、提案等 他自治体の条文例 【生駒市】 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。2 市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会、ボランティア、NPO 等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。 【伊賀市】 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。 【丹波市】 住民自治活動は、多様な主体が参画し、それぞれの特性を理解し、及び協働して豊かな地域社会実現に取り組むよう努めるものとします。 2 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、尊重し、及び参加するよう努めるものとします。 3 市長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して技術的支援、財政的支援、財政的支援その他の必要な措置を講じなければなりません。 【飯田市】 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。 【吉野町】 町民は、住民自治の重要性を認識し、自ら積極的にその活動に参加するとともに、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めます。

	町は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して支援その他必要な措置を講じるものとします。 【広陵町】 ・町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。 ・町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 ・町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。
--	--

項目	論点
◆ 地域自治組織	● 住民自治の定義、住民による自主的組織（独立した運営） ● 住民自治の役割をどのように認めるか（公共的性格） ● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか ● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 ・近隣での相互扶助、自主管理＝区・自治会（基礎的コミュニティ） ・一定の区域を範囲とした地域自治組織（小学校区等） ● 行政（団体自治）と住民自治の関わり方について 【生駒市】 ・ 市民は、個性的で豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO 等の多様な主体で構成される市民自治活を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。 ・ 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 ・ 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。 ・ 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 ・ 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 【西脇市】 ・ 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。 ・ 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。 ・ 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。 ・ 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。 ・ 地域自治協議会に關して必要な事項は別に定めるものとします。 【広陵町】 ・ 町民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治体を、一の区域において一に限り設置することができる。 ・ まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとする。 ・ 町民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的にまちづくり協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとする。 【王寺町】 ・ 町民は、一定のまとまりのある地域内において、自治会、住民活動団体、NPO 法人及び事業者等の多様な主体で構成されるまちづくり活動を行う組

組織を設置することができません。

- ・まちづくり協議会は、当該地域の町民に開かれたものとし、行政及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。
- ・行政は、まちづくり協議会の設立や活動に対して、協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。
- ・行政は、まちづくり協議会の意向を踏まえ、事務事業の一部を当該まちづくり協議会に委ねることができません。この場合において、行政は、その実施にかかわる経費等について必要な措置を講じなければなりません。

【上牧町】

- ・町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができません。
- ・まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。
- ・町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。
- ・町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。

項目	論点
◆ 基礎的コミュニティ	● 基礎的コミュニティの定義、役割及び参加促進並びに認知対策 ● 基礎的コミュニティの地域自治組織（自治協議会）との関係性 ● 行政による基礎的コミュニティへの支援策等 他自治体の条文例 【名張市】 ・ 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。 ・ 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。 【丹波市】 ・ 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織（以下「コミュニティ」といいます。）として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとします。 ・ コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとします。 ・ 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとします。 ・ コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。 ・ 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとします。 【広陵町】 ・ 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。 ・ 町民は、基礎的コミュニティへの加入に努めるものとする。 ・ 町長は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。 【王寺町】 ・ 基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとする。 ・ 町民は、自治会、住民活動団体等への参加を通じて、お互いに助け合いながら、地域の課題の解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。 ・ 町民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いの情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。 ・ 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。